

PRESS RELEASE

2005年8月4日

株式会社インターネットイニシアティブ

株式分割および米国預託証券(ADR)の対原株比率変更に関するお知らせ

株式会社インターネットイニシアティブ(以下 IIJ、本社:東京都千代田区、代表取締役社長:鈴木 幸一)は、2005年8月4日開催の当社取締役会において、株式の分割(1株を5株に分割)および米国預託証券(ADR)の対原株比率変更(1ADR = 1/2,000 原株を 1/400 原株へと5倍に変更)に関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

尚、今回の株式分割にあたっては、(1)株式分割の割合と ADR の対原株比率変更を逆比率とする、(2)株式分割の効力発生日と ADR 対原株比率変更の実施日を同日付とする、(3)株式分割に関わる権利付最終日翌日(2005年8月26日(金曜日))から2005年10月11日(火曜日)まで ADR の預託手続き(普通株式から ADR への変換または ADR から普通株式への変換)を停止することから、米国ナスダック・ナショナルマーケット市場における当社の ADR 発行総数ならびに ADR 価格水準に影響を与えるものではありません。

記

株式の分割について

1. 株式分割の目的

株式分割により株式投資単位の引き下げを図るものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割により増加する株式数

普通株式とし、2005年8月31日(水曜日)最終の発行済株式数に4を乗じた株式数とする。

(2) 分割の方法

2005年8月31日(水曜日)最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき5株の割合をもって分割する。

3. 効力発生日

2005年10月11日(火曜日)

4. 配当起算日

2005年4月1日

5. 当社が発行する株式の総数の増加

商法第218条第2項の規程に基づき、2005年10月11日(火曜日)付をもって当社定款を変更し、発行する株式の総数を302,080株増加して、377,600株とする。

6. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

7. 株式分割にともない、ADR の預託手続き(普通株式から ADR への変換または ADR から普通株式への変換)を、2005年8月26日(金曜日)から2005年10月11日(火曜日)まで停止する。

米国預託証券(ADR)の対原株比率変更について

1. ADR 対原株比率変更の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 従来 of 比率 | 1ADR = 1/2,000 原株 |
| (2) 新比率 | 1ADR = 1/400 原株 |
| (3) 変更実施日 | 米国東部時間 2005 年 10 月 11 日(火曜日) |
| (4) ADR 預託銀行 | ニューヨーク銀行 |

(ご参考)

- 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の行使等により発行済株式数が増加する可能性があり、分割当日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。
- 株式分割後の発行済株式総数は、2005 年 8 月 4 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると次のとおりとなります。

(1) 現在の発行済株式総数	38,360 株
(2) 今回の増加株式数	153,440 株
(3) 増加後発行済株式総数	191,800 株
- 今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。
2005 年 8 月 4 日現在の資本金 13,765,372 千円
- 今回の株式分割に伴い、新株予約権について 1 株あたりの権利行使価額を 2005 年 9 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

	調整後行使価額	調整前行使価額
新株予約権(2000 年 4 月 7 日決議)	2,163,418 円	10,817,086 円
新株予約権(2001 年 6 月 27 日決議)	334,448 円	1,672,239 円

(注) 新株予約権の調整後行使価額は、新株予約権の目的たる株式の 1 株あたりの払込価額(権利行使価額)であります。

報道関係お問い合わせ先

株式会社インターネットイニシアティブ 広報部 米山

TEL: 03-5259-6310 FAX: 03-5259-6311

E-mail: press@ij.ad.jp URL: <http://www.ij.ad.jp/>